



令和2年度
武蔵村山市社会福祉協議会
ボランティア団体育成助成

市内ボランティア団体の育成を目的に、活動費の一部を助成します。
なお、財源については、市民の皆様からの寄附金や会費を充当し、単年度の実施となっています。
※本会住民草の根福祉学習会助成との重複利用はできません。

◆対象団体 ※次の条件をすべて満たす団体が対象

- ①武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録しており、前年度に活動実績がある団体
- ②設立後5年以内の団体
- ③他から補助金、助成金を受けていない団体
- ④構成員に人件費を払っていない団体
- ⑤法人格を有しない団体
- ⑥前年度の繰越金が予算額を超過しておらず、当年度の予算額が助成金以上である団体

◆助成対象経費

事業遂行に要する事務費の範囲内の経費

◆助成限度額

1団体 1万5千円以内 ※ただし、予算の範囲内での交付となります。

◆申請の受付締切

令和3年2月10日（水）まで

◆申請方法

社会福祉協議会（市民総合センター2階）にある申請書に記入し、必要書類（令和2年度の予算書と事業計画書）を添えて、社会福祉協議会事務局に提出してください（本会ホームページよりダウンロードできます）。

◆助成の決定と通知

毎月末に行う会議で、助成の適格性、適否、助成金額等を決定します。結果は、翌月上旬に「助成決定通知書」により通知します。

◆助成の実績報告

助成対象事業を完了後、30日以内に、「助成実績報告書」と関係書類（令和2年度の決算書・事業報告書・参加者内訳書）を添えて、提出してください。なお、事業費が助成額に満たない場合は、助成金を精算していただきます。

